

平成23年12月20日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

10番	杉 浦 敏	11番	安 井 光 子
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	教 育 部 長	山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭
監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	鯖 戸 善 弘	農 政 課 長	半 田 安 利

都市計画課長	竹 川 彰	下水道課長	橋 村 正 則
生涯学習課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図書館長	奥 田 和 彦		

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若 山 孝 司	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

６．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第52号 弥富市税条例の一部改正について
日程第 3	議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 4	議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 5	議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第 7	議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 8	議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 9	議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第10	議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第11	議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第12	議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第13	議案第63号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第14	議案第64号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第65号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

（追加提案）

日程第16	議案第66号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第17	議案第67号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第18	議案第68号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第19	発議第 8 号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
日程第20	発議第 9 号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書
日程第21	閉会中の継続調査について
日程第22	閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、御苦労さんです。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する  
条例の制定について

日程第 4 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 5 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 8 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 9 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第10 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第12 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第63号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第14 議案第64号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第15 議案第65号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（伊藤正信君） この際、日程第 2、議案第52号から日程第15、議案第65号まで、以上  
14件を一括議題といたします。

本案14件に関し、審査過程の報告を、まず総務委員長にお願いをいたします。

総務委員長。

○総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第52号弥富市税条例  
の一部改正についてほか 4 件です。

本委員会は、去る12月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その  
審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第52号弥富市税条例の一部改正について、議案第53号公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第54号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての3件は、質疑で、公務災害補償等に関する条例の関係で、消防団の中で転出した者が残っている場合があるかの質問に対し、在住・在勤が要件となっており、分団長会で住所異動等があった場合には届け出をするよう指導したとの回答などがありました。討論はなく、3件を一括して採決をした結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第58号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）は、担当課長から、歳入では10月に本年度の額の変更決定されました地方特例交付金と普通交付税の補正など、歳出で職員の退職や業務の増加による臨時職員賃金、新庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員の報償費、消防団員の退職の増加見込みの消防団員退職報償金の補正などの説明を受けた後、新庁舎の審査委員の報酬が市の他の委員と比べて高額ではないかとの質問に対し、名古屋大学等の教授を考えており、交通費等を含んだ額を予定しているとの回答などの質疑がありました。その後、討論はなく、採決した結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）は、担当課長から弥富市職員の給与に関する条例に関する条例等の一部改正を受けたものと、予算編成時の職員配置と新年度の人事異動をした後の現在の職員配置の差額の補正との説明を受けた後、委員より、市の特徴ある変化に合った業務のあり方の検討が必要ではとの質問に対し、精査するとの回答などの質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 次に建設経済委員長、お願いをいたします。
- 建設経済委員長（渡邊 昶君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第62号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）ほか3件でございます。

本委員会は、去る12月12日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

担当課長より、議案第62号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入で十四山東部処理施設の県費補助が国庫補助に切りかわり、歳出も処理施設の工事となったものであるとの説明。

議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第64号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第65号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、弥富市職員の給与に関する条例等の改正を受けての補正であるとの説明を受けた後、平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で委員より、県費補助が国庫補助に補助金が切りかわった理由はとの質問に、市側より、

農水省の農業集落排水事業補助金から内閣府の汚水処理施設交付金になったためとの回答などの質疑があり、討論もなく、一括して採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いをします。
- 厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について初め8件でございます。

本委員会は、去る12月13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての3件を一括して審査し、委員より、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定をすることで、施設設備の変更はあるかとの質問に対し、市側より、以前より出入り口は別々ですので従来どおりとし、おふろを一般とは別々にするよう改修するとの回答などの質疑がありました。その後の討論では、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定については、弥富市は財政の効率化、集中改革プランによる定数の削減が進められて、嘱託、非正規職員が増加している。地方自治体の本来の仕事である住民の命や福祉を守るという原点に立ち返り、まちづくりを今後進めていただくために反対するとの討論があり、1件ずつ採決した結果、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については全員賛成で、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定については賛成多数、議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第58号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）は、市側より、収入ではシステム変更の国庫支出金で子ども手当事務委託金、広域保育の収入見込みの保育所受託事業収入など、支出では土・日保育や長期休暇職員の補充保育士の臨時職員賃金、システム変更のため子ども手当国庫負担金過年度分返還金、国からの補助金が確定したことによるシルバー人材センター補助金、該当者の健康診査受診者の増加による後期高齢者特定健診委託料、入院費の増加が著しい生活保護費、医療扶助費、小・中学校の扇風機設置に伴う学校管理の設計管理委託料などの説明がございました。

議案第59号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、一般被保険者療養費の今後の見込み分、国保連合会へ支払う介護納付金の額の確定分の補正分などの説明がございました。

議案第60号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、歳入で75歳に達した者の今後の保険料見込み分、歳出で広域連合へ納付する保険料等負担金の補正な

どの説明がありました。

議案第61号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、一般会計からの繰入金の補正などの説明がありました。

議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）では、弥富市職員の給与に関する条例等の改正を受けての補正であるとの説明がありました。質疑では、委員より、生活保護者の人数、基準、原因の内訳など質疑がございました。討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（伊藤正信君） ただいま3委員長から報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いいたします。

○12番（三宮十五郎君） ただいま厚生委員長の報告にもございましたが、議案第56号について反対討論をさせていただきます。

ことし1月に前片山総務大臣がわざわざ記者会見をされまして、これまで指定管理だとか外部委託が経費削減の道具として使われている懸念があると。本来は民間や地域の活力を利用し、住民サービスを向上させることが目的であって、その趣旨に沿ってこうした制度を活用すべきであるということを表明されましたが、デイサービス事業は比較的開業がしやすく、介護事業の中では最も競争が激しく、職員の不安定雇用が広がっている分野でもございます。

直営でありますこの現在の状況におきましても、2名の正規職員を配置している分については事業予算には入れていない関係もございまして、毎年一般会計の繰り入れが計上されておりますが、平成20年度は決算額で2,090万円余り、21年度は1,756万3,000円、22年度は1,379万9,000円、そして23年度予算は1,030万円と年々減少を続けておりまして、直営であっても極めて困難な事業ではないかということが想定されます。

加えて今回、先日16日の民主党が党として了承しました野田内閣の社会保障と税の一体改革案の中で、今後、新年度に向けての法案が提出されるという準備がされているものの中に、要支援1・2につきましては、現在の利用料の1割を2割に引き上げる。また、年収320万円以上の人たちについても、介護利用料1割負担を2割にするなど大きく条件が変えられる中で、基盤が弱い事業者が耐えられるか、極めて心配せざるを得ない状況が新たに発生しております。

さきに、市長は私の一般質問に対して、市民に役立つ市役所にする、市民の皆さんの意見

をよく聞く、弥富の福祉を後退させないという5年前の選挙前後して表明した立場に基本的  
に変わりはないという御答弁をされました。私は介護保険料改定に当たっては、十分な弱者  
への配慮をということもあわせてお尋ねいたしました。が、検討委員会でしっかり協議をして  
いくと述べられました。結果は、一番最下位の1・2段階の人たちの保険料を標準の0.5か  
ら0.45に幾らか下げることがはされましたが、パブリックコメントを急がなきゃならないとい  
う理由によりまして、十分な検討とはとても言えない状況でお決めになりました。

特に、そのときに私は申し上げましたが、税と社会保障給付を通じまして社会的格差を本  
来は縮小していくということが、今日のどの国の社会制度の中でも大きな課題となっております  
ますが、残念ながら日本の場合は税と社会保障制度を通じて社会格差が縮小するどころか、  
かえって拡大するような状況が発生をしております。

例えば、最低生活に近いような人たちがこうした利用料だとか保険料だとか税を負担した  
場合には、それはそのまま行った切りで、ますます生活費に食い込むわけですが、実  
際に税金をかけられる所得は、控除後の額で2,000万を超えるような人々にとりましては、  
医療費について、年間実際に使った医療費の当然自己負担分ではありますが、200万を限度に  
して、また社会保険料については、支払った額全額を合わせて50%を負担することで税金が  
安くなる仕組みが保障されております。また、実際に税金が200万円前後かけられる人で言  
いますと、そういう負担の15%ですから、今の人たちに比べると随分少ない額になりますが、  
そういう現行の制度の中で、お金のしっかりある人たちはさまざまな制度によって守られる  
仕組みがありますが、最低生活を割り込むような、あるいはそれに近いような人たちは基本  
的に保護されない仕組み。そこへ、さらに現在の30代の男性が半分しか結婚できないとい  
うような状態の背景には、フルタイムで働いても生活保護と変わらない、健康保険や年金の掛  
金や税金が払えないような収入で働かざるを得ないような状態が蔓延していることが大きな  
原因となっており、さきに市長もこうした状態のやっぱり解決なしには、今の日本の経済の  
正常な発展はないという趣旨のことを申されたことがあると思いますが、本当に深刻な状況  
下によります社会的弱者の姿が現在浮かび上がってきております。

ぜひ、こうした問題にも十分配慮されまして、パブリックコメントなどを通じまして市民  
の皆さんの声もよく聞き、本会議で約束されました十分検討するというを実際に実行し  
ていただくこととあわせて、こうした形で市の行革大綱、あるいはその実施要綱の中で、  
さまざまな形で実は社会保障制度の支出を、扶助費がふえ過ぎているということで削減をす  
る計画がされておりますが、弥富市の他の市町に比べて、他の市町で大幅に税収が落ち込ん  
でいる中で安定した税収を誇っており、しかも、市長就任以来、その前から継続しておりま  
した弥富中学校の全面移転改築、さらに弥生保育所の全面改築、さらに現在桜小の分離校の  
建設がされておりますし、おくれておりました小・中学校の耐震補強工事も完成をされてお

ります。

私も長い議員生活をさせていただいておりますが、こうした事業が連続してできるというのは、やっぱり私自身の40年に及ぶ議員活動の中でも初めてでございます。確かに今さまざまな問題はありますが、しかし、この弥富市の財政力、行政力の現状についても、もう一度なぜこういうふうになっておるのか、また今後改善しなければならない問題はどこにあるかということも含めましてよく御議論いただき、可能な限り、行政がやっぱりワーキングプアをつくっていくようなことに手をかさない仕組みや、大変な状態に置かれている人たちに対して、当然国の制度がありますので市で全部やっていくということはできないわけですが、そういう人たちが希望を持って暮らしが成り立っていく、仕事が成り立っていく、そういうまちにしていく努力を積極的に進めていただくことを強く求めて、やはりこの提案には私どもとしては賛成できないことを明らかにしたいと思います。

あわせて、もう一つ要望しておきたいことがございますので簡単につけ加えさせていただきますが、先日、長島温泉で老人クラブの行事がありましたときに同行した方から言われたんですが、本当に防災のことが心配、地震・津波のことが心配で、家族3人分のライフジャケットを、うちとしてできることはそんなことから買いましたと。本当に心配がないまちにしてほしいということをよく言われました。

いろんなゼロメートル地帯ということで過敏になっていることもございますが、やはり西部臨海工業地帯が5メートル前後で造成されているということが、この津波がそれを越えるようなことは今のいろんなお話でもないと思うんですが、一日も早く津波等の実際の予測、あるいは地震による地盤沈下の状況だとか、こういうことについて、国・県などによります責任ある被害予測を明らかにしていただいて、弥富がどの程度耐えられるか、問題があるとすればどこか、こういうことを明らかにしていただいて、その回避に全力を挙げていただく。

とりわけ私が一番心配しておりますのは、やはり尾張大橋の国道1号の橋でありますね。ここは防災計画等によりまして、堤防は7メートル50の高さにする。それから最大の洪水の想定は5メートル20にする。さらに、橋げたの下部は現在たしか3メートル90、路面で5メートルでありますから、東北大震災のときの津波の遡上があったようなときには、こういう障害物はほとんど全部全滅をしております。さらに、その両側の堤防もこの橋があることによって補強がされていないし、弥富側、木曽川よりもはるかに深い、低い川がありまして、地震や液状化の心配もあります。一日も早く問題点を明らかにしていただくと同時に、こういう危険地域につきましては、国・県・市もあわせて最優先事業として解決することに全力を挙げていただきたいということを、ことし最後の機会でございますのでお願いをいたしまして、反対討論とさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第52号から議案第55号までの4件は、原案どおりに可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号までの4件は、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第56号は原案どおりに可決をすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤正信君） 起立多数と認めます。

よって、議案第56号については、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第57号から議案第65号までの9件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第65号までの9件は、原案どおり可決をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第66号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第17 議案第67号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第68号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第16、議案第66号から日程第18、議案第68号までの以上3件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆様、こんにちは。

本日提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計補正予算の歳出について、給与費のうち共済費を各款共通の内容といたしまして、平成23年12月14日に国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成23年4月にさかのぼって基礎年金拠出金に係る公的負担金率が引き上げられましたので、相当分について増額補正をお願いするものであります。

議案第66号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それ

ぞれ1,868万円を増額し、歳入歳出予算の総額を152億4,549万9,000円とするものであります。

次に、議案第67号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ18万円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億5,423万2,000円とするものであります。

次に、議案第68号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ18万円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億6,224万3,000円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 議案説明は省略をさせます。

これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第66号から議案第68号までの3件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号までの3件は、原案どおり可決をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第8号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第19、発議第8号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の三浦義美議員に提案の理由の説明を求めます。

○15番（三浦義美君） 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について。弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。平成23年12月20日提出。弥富市会議員 三浦義美。賛成者、弥富市会議員 佐藤博、弥富市会議員 中山金一、弥富市会議員 渡邊昶。

提案理由といたしまして、議員定数についての提案に当たりまして、議会の使命は、第1に議員は本会議や委員会での質疑、修正を通じて政策形成過程で議論し、予算、契約、条例

を審議し、政策の決定。第2に議員自身による政策の提案、また執行機関の行政財政の運営や事務処理、事業の実施がすべて適正適法、さらに公平で効率的に民主的になされているか監視する使命であります。

弥富市議会は、今日まで市民の福祉、市政の発展に大きな成果を果たしてきました。しかし、市民と議会のあり方について、日本経済の低迷、エネルギー政策、国政への不信感から地方議会への役割や信頼が揺らぎ、議会定数について18人から16人に、多くの市民から2名削減の声があり、要望いたします。

多くの賛同を求め提案いたしますが、最後に議会のますますの活動発展を願い、提案いたします。

○議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「議長18番」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 三浦議員に聞きますけれども、最初のときは動議を出すという話で私も一時は賛成をいたしましたですけれども、なぜきょうになってから発議によって提出をされたのか。私もこの10日間ばかり、あなたにサインしたのは9日でしたから、10日ばかりたちました。この間にいろんな私の支持者、いわゆる後援会の方をお願いをして、こういうふうで三浦議員が議員定数を削減するということを出されるよというお話をしました。中には、大原さん、中まで上がっていきやあという話があったところもあります。こういう中で、新たに議員を目指して弥富市の改革のために、大原さんより若い人が出てみえるのに、今ここで大原さんが主張して若い人の改革をとめるような、そういう欄にサインすることは、やっぱり大原さんの考え方とは違うことになるんじゃないかという話がありました。それで、きのう私は三浦さんに、一応署名をさせていただきましたけれども、これはやっぱり取り消していただきたいということで御了解をいただきました。

ということでありまして、新しい予定が、先ほども言ったように新しい人が出てきて、そして新しい改革、そして弥富市の発展のため、あるいは行政改革というものもつくりながらやっていかれる方が見えるのに、この辺のところは、三浦議員が出ないという話も聞いております。普通なら本人が出て、その中で今度立候補される予定の方と一緒にみずから戦って、その中で改革をするというのならいいんですけれども、今の状況では、私だけやめますよということで、あとの人に改革をお願いしたいとか行財政改革をお願いしたいとかいうことであれば、あなたがされておるこの議会運営について、議会運営はどういうふうだということと、それから市の健全財政運営ということについては、私も前から言っておりますが、議員は報酬が余りにも高い。今、愛知県の場合では平均のサラリーマンが約300万円以

下というふうにも聞いております。こういうことがあるから、議員が650万近くいただくということは、普通からいったら心苦しいということも私もあります。そういう面で、本当に財政運営をやっていこうと思うなら、そういう報酬の減額というふうにしてする方法もあると思います。

なぜ三浦議員は、ここで出されて、本当にきょう出されて、このものが賛成できるように、あなたがいろんなところの議員さんとやられたかと。多分私は、三浦議員にはかなり裏切られたところもあります。各議員もそういうのもあると思います。そのために、話がなかなか各議員とのアポがとれない、そういう話ができないという点もあったと思います。だけど、三浦議員は三浦明さん、お父さんですけれども、この方とも私は議会をやりまして、そのときについてはこれからの弥富市ということも、当時は町でしたけれども、弥富市ということを考えながらしていこうということで合併の問題、いろんな話もありました。そういう改革をされる中で、きょうここに出された賛成ができるような議員さんにどのようにアポをとられたのか、その辺のところがあれば聞かせていただきたいなあと考えております。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 大原議員が言われたように、動議を出すと、その場で賛成・反対という形になりますので、ある程度議員提案で議運で諮っていただき、全協で皆さんに質問を投げるという形をとりました。緊急動議を出しますと、その場で本当に皆さんの意見が聞けないし、また波乱が起きます。今、初めて聞いた話では皆さん迷います。だから、ある程度の時間をとって、議員提案として出させていただきました。

また、大原議員さんが言われるように、今回の提出の理由は給与の問題ではありません。ただ、議員定数の削減です。2人減りますと大体1,200万。そうすると、市行政としても保育料の値上げは、議員さんの本当の力です。皆さんが苦しんでいるときに値上げしてはいけない。議員さんみずからも削るべきだと。多くの方の賛同、人それぞれ違いますけど、やっぱり新しい議会を、新しい私らの議員の権限は議会の中できちっと決めること。議会中にあったことをきちっと決める。それでなければ、否決されれば、また次の議会にきちっと継承されていくべきだと思います。以上、終わります。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 三浦議員、私は最終議会であるので、普通からいうとあなたにサインするときには、動議だねという話もあなたにしたはずだと思います。

それで、8日は今のガスの講習とテストがありましたので本会議を休ませていただきました。9日の朝に来たときに、あなたがこういうふうに出して、ここにサインしてくれという話だったから、いいよと。だけど、そのときには必ず質疑をしますよという話もいたしました。

私が言うのは、動議を出しておれば、その中で否決とか賛成になればいいんですけども、そうなれば新たにきょうこの問題を出すということ、その中で賛成者が例えば5人おったと、あと足らん分は5人だというなれば、そういう方にアポをとりながらして、こういうふうでこうやっていくというのが普通だと私は思っておりますし、きょうここで出して、この問題が、ただあなたがやめるから定数を削減というふうに世間から思われておることもあります。私もそう思われました。戦う人に提案を出されてするならいいけれども、やめられる方のところにサインをしてまでということについては、やっぱり大原さんの考え方が少し間違っておらへんかなあというふうに、私も後援会を持っておりますから、そういう意味で、そう言われればやっぱりそうだなと。新たに、先ほど言ったように、改革をしたい、弥富市をもっと住みよいまちにしたいという新しい私よりも年の下の方が出てきて、弥富市のために頑張りたいという方があるので、きょう突然に出されるということについては、三浦議員もそういう相手との話がきょうここで終わってしまうと思うんですね。ここでは採決か、どうなるかわかりませんよ。わかりませんが、そういうことがあるので、私はその辺のところをよく聞いてしていきたいなあというふうで来ました。

市の健全財政というのは、どこまでが範囲であるのか、一遍そこだけ最後に聞かせていただきたい。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 健全財政というのは本当に皆さんが楽に、例えば生活保護をなくして、市民が本当に暮らしていける、そういう財政が一番健全だと思います。今の経済の世の中では本当に苦しい人も確かに多い、大原さん自身が言っています。生活保護を受けている方が二百何人、市長さんも言っておる、税金の無駄遣いはいけませんと。やっぱり議員みずから身を削ること、これは来年選挙を控えている方も、私らも有権者3万5,000人で、その中で25歳以上の私らも一応予定者です。出るか出んかは来年の2月5日にわかります。それまで皆さん同等の立場です。これは弥富市民の願いであります。以上。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなたが健全財政としておるなら、あなたも3期以上された方だから、弥富市の財政とかいうものはわかっておるはずだと思う。私もですけども、この約3年10ヵ月の間になぜこういうことをもっと議会の中で、あなたが本当に今のこういう改革をしたいと、健全財政をしたいと言うなら、もっと早くからやれた時期がありました。私は一般質問でも、いわゆる日当制にせよと。福島県の矢祭町のように日当制にしてやっぱり健全財政をということで、私は何回か、あなたは一般質問のときに私のやつを聞いていただいたと思いますけど、そのときからあなたが本当に健全な市の財政という考え方があるなら、そのときに提案をしていただいたら私もよかったなあというふうに思っております。

最後になりましたけれども、できることならあなたも次の議員に立候補していただいて、そしてみずから新たに出られる方と選挙を戦っていただく、これが本当の提案者の考えだと思っておりますので、答弁をあなたにいただくということではなくていいですから、そういうふうに希望しております。以上、終わり。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の人はございませんか。

〔「議長１番」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○１番（堀岡敏喜君） １番 堀岡敏喜でございます。

三浦議員に２点お伺いをいたしますが、まずお伺いする前に、この議員提案を出される前にもう少し議論をすべきではなかったかなと、そういうところが非常に残念でなりません。

まずお聞きしますが、適切な議員定数ということが提案理由にあるんですけども、これには適切なという一つの基準、いわゆる法的根拠みたいなものがあるのかどうか、まずお聞きするのが一つと、行財政運営に資するためということがありますが、それは先ほど大原議員の質問に対する答弁の保育所の値上げという部分に関してのものなのか。余りにも大ざっぱな行財政という部分なので、もう少し詳しくお聞かせ願えたらと思います。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○１５番（三浦義美君） 法的根拠といいますと、法的には弥富市の議会としては正常であります、定数に関しては。ただ、近隣の市町村、今の愛西市、蟹江町、本当に皆さん、財政のよい悪いは別として、やっぱり地域の方、それから多くの市民の方が愛西市として、最初合併するときは28、前は24、次は20という行政財革をしております。また、蟹江町も弥富と一緒に20から18、今回は14です。弥富も、愛知県内における市としては岩倉と同等の人数、財政のことは多少違いますけど、14ということです。

皆さんがやっぱりそういうことを、十四山と合併する前に弥富町の議会のときには20から16という形に決まりました。それは17年に弥富町議会として16に決まりました。多くのこの２期目の人ばかりが、弥富の議員の時代はほとんど賛成したわけです。反対の方もありませんが、ほとんどの方が賛成しました。また、18年に弥富町と十四山村が合併したときに弥富が16で、今回は16ではあれだ対等という、いろんな見方がありますけど、弥富の人口に応じて大体3,000人ぐらいという形で2枠をふやしました。そういう経過がありまして、そのときの話が継続として、皆さんの胸のうちはわかりませんが、私自身としては次は18にして、けれど合併したときは16と、合併した以降１回目は18で、２週目は16だという話をやりました。

それで、今の議員定数の議論どうのこうのという話がありましたけど、議員条例が先だという話も、皆さん反対もなかった。議員定数の話は先送りになっていましたので、最終的に

今議会の中で議員がみずから決めるべきだと思ひまして出しました。以上です。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 議会運営委員会でも三浦議員の提案に対してお話をさせていただいたとおり、住民の方から私も聞きます。ただ、定数云々ということよりも、議会というものに対しての不信といいますか、存在感のなさというものが市民に反映をして、議会に対してのさまざまな、苦情とまでは言いませんけれども、御意見があったという、私はそういうふうには解釈をしております。だからこそ、議会のあり方というものを問われている以上は、議会自身がその姿勢を正していく意味で、だからこそ10月1日から施行された議会基本条例というのを制定したわけですね。

でも、今現在、議会基本条例が制定され、市民に対して広報活動をもうちょっと拡大していくだとか、議会で決まったことをもっと市民に訴えていく、また市民から大きな、またたくさんの方の御意見、要望を、また市政に反映していくといったような動きがまだされていない段階での次なる意見だと思います。もちろん、この先、定数の削減であるとか、報酬の削減であるとかというのは議論されてしかるべしだとは思いますが、ただ、基本条例が制定されて、まだ市民に対してどういう動きをしているのかとかが全く見えないわけですね。僕はそこが先だから、決まってからすぐというわけじゃなくて、しっかり市民の方に御意見をお伺いする。本当は住民の代表機関であると思うんです、議会というのは。だから、住民の意見を広く聞くためにはやっぱりある一定の定数というのは必ず必要であって、それが多いか少ないかという議論ですと、もう少し僕は詰めて話をする必要があるんじゃないかなと思います。

私自身も、ある程度気持ちとしては、もうちょっと議論したいということがいっぱいございますので、質問は以上で終わります。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「議長12番」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 三浦議員にお尋ねいたします。

まず議員定数の削減についての御提案でございますが、もともと法律で決められました本市のあるべき議員定数は26名であります。約30%をカットいたしまして、そういう意味では昨年の決算でも総額230億円余り、九つの会計の予算や決算の審査だとか、日々市民の方にいろいろお目にかかって御意見をお伺いしたりするという、この議員活動につきましては、本当に多忙をきわめております。

特に、十四山と弥富が合併した後の選挙で私どもが痛感いたしましたのは、十四山村は定数12名、旧弥富町は定数20名でございましたが、住民との結びつきの深さというのが全く違

うということを痛感させられました。あの選挙の結果にも見られますように、確かに十四山地域から出られた議員の方が頑張られたということもあると思うんですが、やっぱり日ごろの住民との結びつきの強いことが、旧十四山地域の利益のためにも我が村で頑張ってきた議員たちを議会へ出したいという強い思いもあって、ああいう結果になってきたというふうに思いますし、弥富でもかつては定数26名だったときもあります、だんだん人口もふえ、業務もふえてくる中で、私自身の40年に及ぶ議会活動の中でも、だんだん市民との結びつきが以前に比べると弱くなってきている。

もう一方で、議員としての業務はますますふえてきているというふうには実感をしておりますが、三浦議員はそういうことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） お答えします。

議員は本当に365日、私もどこも旅行も行けません。本当に議員活動でいろんな地域を回ります。やっぱり自分の白鳥学区を中心にずうっと回りますけれども、本当に議員としては多忙です。けど、やっぱり市民の代表です。十四山村どうのこうのじゃなくて、これは弥富市の話です。弥富市で、いかにして皆さんの声を聞くか。十四山村の声を聞くんじゃない、旧弥富町の皆さんの声も聞かないかんし、十四山村の市民の声も聞かないかんし、これは本当に弥富市の大事な話ですので、やっぱり幅広く、偏らずに意見を聞くことが大事だと思います。本当に議員活動は大変だとは思いますが。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私の質問に全然答えていないじゃないですか。

十四山村の人口の中で、12名の定数という関係の住民の結びつきと、旧弥富町の中で20名の議員定数の関係の住民との結びつきの深さというのはかなり大きく違ったし、ましてや今日合併をして、本来26名の定数を18に削減をした中で、ますますある意味では市民との直接のつながりというのは少なくなっているというふうに思いますが、忙しいとか忙しくないという問題については、あなた自身も忙しいと今おっしゃられたんですが、市民との結びつきの度合いというのは、定数が少なくなればなるほどますます開いていくということについては、あなたはというふうにお考えになりますか。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 地域の、例えば地域格差がありますよね。やっぱり旧の村とやっぱり集落単位ですけど、もう今は弥富町の時代になったから、ある程度学区単位。それは、昔やと20名と14名、格差はあります。これは、新たに選ばれた人が一生懸命やって、これは議員の任務だと思いますので、それはそのように一生懸命頑張って、これは議員の任務。いろいろな形がありますが、やっぱり市民の方に弥富市政をよく知っていただく、それは最大

のチャンスじゃないかと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） お答えになっておりませんが、私がお尋ねをしたのは、やはり議員の姿が見えないというのは、人口と定数の関係が開けば開くほど議員の活動や議会の活動が目につかない、そういうことと、日々の暮らしがどんどん大変になってくる中で、公務員や議員というのはあんまり働いていないんじゃないか、余分な活動ではないかというような、こういう声もあることも事実であります、目に見える活動というのはなるべく多くの皆さんに直接お目にかかる機会がある方がよく見えるわけでありまして、それがどれぐらいの規模が適正かどうかということは別にしまして、はっきりしていますよね。なるべく選挙民と近い数の議員がおればおるほど、議員の活動や議会の活動は見ていただけたらと思いますが、ちょっと質問を変えまして、市の財政の安定化のためにというような趣旨の説明をされましたが、もともと旧弥富町時代から、弥富町の議会は絶えず市民の皆さんの暮らしの願いにこたえるということを時の町長や市長、また職員の皆さんと力を合わせて全力を挙げてやってまいりました。

一、二申し上げますと、例えば佐藤町長時代に、保育所になかなか入れないということで、大きな悩みを住民が抱えておりましたが、当時は人口急増の時期でございますので学校をつくらなきゃいかんということで、たくさんの財政支出があり、今よりもはるかに財政的に困難な時期がありまして、一時もう保育所をつくらないというような御意見も出されたこともありましたが、やはり議会が市民の声をどんどん反映しまして、結局、佐藤町長は決断をされて新しい保育所をつくる、そして希望者全員の基本的な入所の仕組みをつくっていく土台がつくられたり、あるいは当時毎年保育料が上がるような時期でございましたが、海部地域の前年の平均以下に次年度の保育料はするというような形で、よそに比べて安い保育料、また今日の長期にわたる経済不況のもとでは、長期にわたる保育料の据え置きなどという仕組みそのものは、そういう住民の皆さん、議会、あるいは時の町長や市長が力を合わせてずうっと積み上げてきたものでありますし、また子供の医療費無料制度の拡充につきましても、住民の請願を議会が全会一致で可決をして、歴代の町長、市長は少しずつ少しずつ引き上げて今日に至る。こういう中で、弥富市には働き盛りの人たちが定住をしてくださるとかいろんな条件が重なって、今では尾張9市の中で、他を引き離して断トツの1人当たりになると税収を上げるとか、市の財政に大変寄与しておりますし、先ほども別の機会に申し上げましたが、とにかく40億かけた弥富中学校の耐震対策を含む用地買収も含む全面移転改築から、その後、弥生保育所の全面改築。現在、またその間におくれておりました小・中学校の耐震補強を全部解決するとか、さらに桜小学校の分離校を続けているとか、私自身の40年にわたる議員活動の中でも、こんなに市政が住民のために必要な事業を次々とやっているというよ

うな時代はかつてなかったことでありまして、なぜ今議会の議員定数を削らなきゃならないのか。あなたの提案の真意は全く理解できませんが、あなたはこうした最近の市政の状況、あるいはそれを支える議会の活動についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 三宮議員の意見はわかりますけど、安心・安全、本当に弥富市民が安心して暮らせるように耐震、安全上で防災広場、これからもまだまだ防災広場、防災ビル、いろいろかかります。そのために、ある程度言うだけじゃなくて、議員もみずから身を削る、これも皆さんの考えがあると思います。最低限の必要人数として18から16という形に提案いたしました。

本当にこの世の中100%、これといった妙案はありませんけれども、一応市民の立場になって、安心・安全のために、これは定数を18から16に削ることを提案いたしました。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） まじめに質問に答えてください。

例えば、弥富で耐震対策の問題で一番深刻にとらえられたのは、あの阪神大震災のときでありました。当時、私どもが呼びかけたんですが、結局、全会一致で防災対策の充実を求める請願が可決をされて、そして弥富中学校は昭和31年に1期工事が完成したところでございますが、当時の基準ではもう阪神大震災クラスの地震にはとても対応できないということで、全面改築しかないということはどなたも理解しておりました。

ところが、この海部津島地方で鉄筋校舎の全面改築というのは経験がなかったことでありまして、何度も私どもも申し上げましたし、今議長席におります伊藤議員も言ったわけがありますが、当時の町長も教育委員会も、また財政を担当する総務部も一切これを解決するための具体的な方法等は明らかにせずに、何年も据え置きにされました。私どもはたまりかねて、当時当選した間もない八田ひろ子議員と連絡をとり合って、当時の文部省に行きまして、こういう鉄筋校舎の全面改築に対する国の補助制度、使えるものはありませんかというお尋ねをしたら、私どものこの地域にはなかったから、なかなか町や議会の中でもそういう方向がはっきりしなかったんですが、そのときに行ってコロンブスの卵ですね、私もびっくりしたんですが、それはそうですよね。大都市はもう戦前から鉄筋の建物があるわけですから、当然危険校舎になれば建てかえる。あるいは当時はこの地震の問題が大きな問題になっておりまして、昭和44年以前の建物は建て直す以外に基本的に対応できないということで、補助制度が使えますと。しがたって、県を通じて申請していただければ、必要な条件を満たしておれば利用していただけますから申請してくださいという私たちに対する答弁でした。

私どもが帰ってくると、当時は川瀬町長だったんですが、「三ちゃん、やっぱりおまえが言っておったように、そういう制度はあったんだなあ」と、顔を見るなりそう言われたんで

すよね。私たちが帰る前に、文部科学省から愛知県を通じて、そういう制度がありますので、弥富地方の方や共産党議員の方が見えてこういうふうにお聞きしましたので、念のためにと  
いて連絡を入れてくれておったんですね、そういう活動を弥富町議会。1人の五百万、  
六百万を削るのと、こういう大事なことをきちんとやっていくということは全く大きな差が  
あると思うんですよね。

弥富町議会、あるいは弥富市議会がこれまでもいろんな機会に、やはり行政の中におるだ  
けで毎日の仕事に忙殺されて、なかなかそういう今の制度の活用だとか、そういう問題につ  
いての対応ができなかったときに、いろんな節目に大きい役割を果たしてきておることを考  
えれば、定数削減をすることが活性化だとか、身を切ることだというお考えというのは、私  
は弥富町議会、あるいは弥富市議会のこの間の経験から見ると、そうじゃなくて、そういう  
仕事をきちんとすることの方を私は市民が求めていると思いますが、どのようにお考えか、  
お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 三宮議員といつまでもしゃべっておっても、考え方の相違ですね。  
皆さん、考え方は一緒ですよ。賛成・反対はともかくとして、考え方は皆さん一緒です、最  
終的には。

ただ、今のこの世の中の状況、人それぞれです、考え方もいろいろ。私らも別に三宮さん  
に反対するわけじゃありません。ただ、この議員定数というのは、議会でもってきちっと討  
議する。これが今までの議員定数の話になると、皆さん先送りになっています。ある程度の  
ことは議員定数の話をしなくちゃ、これはどこかの場に乘せなきゃいけないと思い、私も前  
から17年の16人のスタート時分から、また18年の合併したときからそう思っています。やっ  
ぱり議員定数の話は議員がみずからして、皆さんで討議して、いい悪いは別としてこうやっ  
てきちっと話を、これが本当の討議の場です。皆さんから多くの意見、市民の方も多くの意  
見をもらいます。それから、いい人は減らさんでもいいという人もある。これは、最終的に  
決めるのは議会の議員の方ですので、よろしく御賛同の方をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員、簡潔にお願いできませんか。

○12番（三宮十五郎君） 簡潔というよりも、質問に全然お答えになっておらんもんね。

議論をすることに私も別に反対だとは言っておりません。ただ、あなたが言うように、一  
人、二人削ることと、今私が言ったように本当に議会や行政のそういう基本的な仕事になか  
なか、今、職員も大幅に減っている、いろんな事情があって必要な対応ができんような中で、  
弥富の町議会、市議会というのはそういうことをしっかりサポートして、市の前進のために  
寄与してきているとか、あるいは先ほども申し上げましたが、尾張9市の中で他の市町を断  
トツに引き離れた、昔からそうじゃなかったんですよ。そういうことが、平成17年以降にで

きている。いろんな条件が重なっておりますから、議会だけのせいだとは私も全く思っておりませんが、そういう方向をリードしていくのが議会の役割だということを申し上げて質問を終わります。きちんと質問に答えてください。

- 議長（伊藤正信君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑がないようでしたら討論に入りますけれども、ここで暫時休憩をしたいと思います。5分ほど休憩いたしまして、15時20分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論の方ありませんか。

黒宮議員。

- 17番（黒宮喜四美君） 私は議題になっております発議第8号弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてに反対討論をいたします。

本日は12月定例会の最終日であります。あす、来年2月に執行される弥富市議会議員選挙の立候補予定者の説明会が予定されております。志を持って2月の選挙に立候補を予定されている方々に対して、余りにも性急過ぎる突然の発議であります。多様な市民の有権者の声を反映させるためにも、現在の18人は必要であると思います。三つの常任委員会構成のためにも、各委員会6人ずつの現在の定数18人が最適であると思うのであります。

9月の議会におきまして、弥富市議会基本条例も決議されまして、10月1日から制定をされたわけであります。議題になっている定数18を16にする、こうした改正案には、議会基本条例、あるいはまたこれからの議会活動の中において大変、今、急にそのような提案をされて、本日の議会で決定されるということに私は反対をするものであります。

以上、反対討論いたします。終わります。

- 議長（伊藤正信君） 次に、賛成討論の方ありませんか。

佐藤議員。

- 6番（佐藤 博君） 6番 佐藤博であります。

先ほど来の提案者、そしてまた質問者のいろいろの質疑を伺っておって感ずることは、いささか本質論に触れていないんじゃないかということを私は感じておるのであります。と申しますのは、弥富町時代、これは17年だったと思いますけれども、平成17年に法定定数は26

でありましたけれども、弥富町議会は20名でした。それを16名に、今の定数を減員しました。これは大原議長のときであり、そして宇佐美議運の委員長等が提案をされて、そして減らそうと。これは、やはり定数問題とか報酬問題というのは、社会情勢や経済情勢、あるいは国民的世論の中で、お互いに議員が良識の判断をもって決めていくものであると私は信じておったのであります。このときには、私はそういうことから賛成をいたしました。そして、弥富町の議会は16名ということに決まったわけであります。

その後、十四山村の編入合併の問題が出てきて、急遽18年に16人を18人にということで提案がされたわけです。正直申し上げて、私はこのときには反対をしたいということでありましたが、当時、議長は宇佐美議長でしたけれども、十四山から大勢の人が出てくると。だから、今回は20にはできんけれども、20には戻せんけれども、18に上げて今回は選挙をやるのが妥当じゃないかということで、私は本質的に反対でありましたけれども、賛成をいたしました。

この十四山村は、編入合併したということは、弥富町の条例その他すべてのものが弥富町のもので運用されていくというのが当時の状況でした。対等合併ということであれば、また新しいシステムになるはずであります。しかし、そういう中で弥富町の条例を一部変えたわけであります。そういう形で定数を18にしたという経過があるわけであります。

ですから、いろいろの今質疑がありましたけれども、そういう中で私は次期選挙はやっぱりもとに戻すべきだという考え方を持っておりました。それは、私、ことしの議会運営委員会で何回も定数問題を考えるべきだといってやってまいりましたけれども、なかなか皆さん方の中に賛成論者がなかった。こういう中で、私は議員の良識を一遍ここできちっと示すべきだと、こういうように考えていたのであります。

急に出したという意見がありますけれども、決して今回だけではありません。以前から私は申し上げてきましたし、そして大原議員が9日の日にということでありましたけれども、このときにもちゃんとやったけれども、議会運営委員会、あるいは議長の方から改めて提案をというのがきょうに至ったと、こういうことであります。

この間に、なぜそういうような議論がきちっと進められなかったか、これは大きな問題ではあります。しかし、私はそういうような定数を20から16に下げたということは、弥富町としてはきちっと皆さん方の良識で決まったものだと思っております。そういう中で、16から18にふやしたと。これは、私は暫定的なものであり、一時的な措置であったというように判断をしておりましたから賛成をしてきたわけであります。その提出者は三浦義美議員であり、賛成者は高橋和夫議員であり、佐藤良行議員、浅井葉子議員でした。今残っておるのは、正直申し上げて三浦義美議員しかいないんです。そういう中で、三浦義美議員も責任を感じて今回の提案者になったと私は思っておりますし、私も16を18に上げたのは三浦議員が提出者

になってやったんだから、三浦議員がやっぱり提案をされるべきだということで、今回三浦議員が提出をされることに私は賛成をしてきたということでもあります。

いろいろな質問の中にありましたように、例えば引退される方が云々という、こんなことは関係ありません。あるいはまた、立候補者がそろって、あるいは立候補者の数が云々ということも関係ありません、これは。そんなことで定数問題は決めることではありません。要するに、社会情勢や経済情勢もろもろのものを考えて、議員が良識的に考えて、今どうあるべきかということを考えることであると同時に、今回の定数の削減は何も削減じゃないんです。もとに戻すだけのことです。これを、例えば18を15とか14とかということにすれば、私は削減だと思います。ところが、16にするということは本来の弥富町の条例に従ったものであると、そういう判断を私はいたしております。ですから、私は今回の今の質疑の中でいろいろなことがありましたけれども、お互いに議員が良識を持って判断をすることだと、こういうふうに思っております。

もし、今回そういうことで定数削減についての問題がいろいろと出てくるとするならば、17年に20名から16名にしたときの議論を一遍みんなで考えてみる必要があると思うんです。確かに一部反対の人もありましたけれども、ほとんどの人が賛成ということで決めたということです。これは一つ間違えてもらっては困ると思うんです。

ですから、今回、三浦議員がそうした過去の経緯の中で、責任を持った提出者でありますので、私も同様に考えてきた一人でありますから、ここできちっと議員の良識を問うという意味で、今回のこの定数をもとに戻す、削減ではなくて、もとに戻すという考え方に立った、この16名への提案については、これは自信を持って私は賛成をしていきたいと、こういうふうに思っております。以上であります。

○議長（伊藤正信君） 他に反対討論の方はありますか。

堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 1番 堀岡敏喜でございます。公明党弥富市議団を代表いたしまして、反対という立場で討論をさせていただきます。

地方自治法第91条の、地方議会議員の法定定数についての法定根拠について考えてまいりたいと思います。

旧自治政務次官で岡山県知事を務められました地方自治の神様と言われる長野士郎氏が書かれました「逐条地方自治法」には、市町村の議会の定数についても都道府県の議会の議員定数と同様に、市町村においてこれを特に減少する場合を除くほかは、それぞれの市町村の人口に応じて何らの措置を要せずして、法律上当然に決定される、これは260項にあります。同条第2項の条例で、特にこれを減少することができるにつきましては、地方自治の本旨に基づいて、これを解釈し、運用しなければならない。これは地方自治法第2条第12項、住民

の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと啓示をしております。

また、市町村議会等が定数を特に減少できることについて、元内閣法制局長官で元最高裁判事の大出峻郎氏は「現代地方自治全集 3 地方議会」に、人口の少ない市町村などの場合には、もともと法定定数が少ないのであるから、このような団体にあっては特に住民の代表機関として、議会のあり方及び合議体としての適正規模のあり方の両面からも慎重に配慮する必要があると思われると述べられ、地方自治の本旨の上からは、選挙や議会の定数に係る事項は第2の憲法と言われるほど重要なものと位置づけ、法定定数の減少は特に慎重でなければならないと結論づけております。つまり単に人口比較による短絡的な定数削減は、地方自治法の本旨の上からも否定的であるとするのが一致した解釈であるというのであります。

しかし、現在、日本の各所におきまして、近年まるで競争するかのような定数削減問題があり、また名古屋市や鹿児島県阿久根市の出来事のような、市長と議会との対立から取りざたされている地方議会の状況を見ると、結局、突きつけられているものは、地方議会とは何なのか、議員というのとは何なのかということだろうと思っております。したがって、今後の議会及び議員のあり方について考える上で、幾人かの識者の言葉を引用して考察・検証してまいりたいと思います。

地方自治が御専門の、同志社大学大学院の新川達郎教授は語っておられます。議会と町の二元代表制をとる地方自治においては、制度的にもともと公選職である市長と議員、すなわち議会とが相対立をし、その抑制と均衡によって民主主義を達成させようとするものであるのに、1人を選ぶ市長だけが民意で、議会は民意ではないかの言動は二元代表制を理解しないものと言わなくてはならない。ましてや、一方の代表が他の一方のあり方が気に入らないと力を弱める提案をすることは、明らかな越権行為であると述べるとともに、これら地方議会と議員に対する批判の背景には、市長に権力が集中している自治体運営制度である市長主義があり、その上に議会と議員の働きが情報として市民の目に見えないことがますます地方自治にとって議会は不要であり、無駄なものに見える傾向が読み取れますと述べられております。

また、鹿児島大学法科大学院教授 小栗実氏は、今日の定数削減などの地方議会の合理化は、1985年の自治省文書「地方公共団体における行政改革推進の方針の策定について」に文字どおり地方議会の合理化を取り上げて以来始まったと証言をし、その地方議会合理化の問題点を列挙されております。それによりますと、一つ目に、地方行政の減量化、効率化という観点のみから地方議会の定数削減を取り上げたことに問題がある。地方議会は、憲法上、地方自治を保障された統治団体としての自治体の立法機関であって、国の国会に準ずる性格を持つものであり、単なる地方行政機関ではない。地方自治は、何よりも住民自治をその本

質的な要素とするが、その住民自治の最も中心的な制度として地方議会が存在することに対する軽視がうかがわれる。二つ目に、全国の自治体が一斉に中央政府の指導に従い、定数削減が実施されていったのは地方自治の理念と正反対であり、地方自治の形骸化にみずから手をかすことになりはしなかったか。三つ目に、特に定数を減少する場合の根拠となる最少の経費で最大の効果の考え方は、その自治体の経費全体の中で、議会、あるいは議員の役割で実際に節約された効果額がどの程度であって、議員定数削減の経費節減効果額との価値判断の比較について考えることである。にもかかわらず、そのことが検証されず、地方議会の定数削減は経費節減のシンボリック的役割を担わされたと述べられ、現状の地方議会の危機は、住民にとっての不利益に結びつくと警鐘を鳴らしておられます。

さらに、この危機に際し、地方分権の中での地方議会の役割について、一つ目に、住民からの定数削減要求は、住民からの地方議会があまり重視されていないサインと見るべき、二つ目に、住民との距離を縮める情報開示や実りある議会審議の公開などを指摘し、三つ目に、今こそ議会の活性化に取り組むことであると結んでおられます。

したがって、私たち議員はこうした識者の指摘や、何よりも市民から出された要望の背景にあるものを真摯に受けとめ、真剣に議会改革、議会活性化のスタートに立ち、市民に見える議会であり、議員活動となることが先決であると考えます。議会改革のそうした道筋をしっかりと市民に示した上で、さらなる民意を酌み取り、定数削減等の問題を判断していくのが筋ではないかと強く思うことから、以上で反対の討論とさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 賛成討論の方はございませんか。

大原議員。

○18番（大原 功君） 賛成討論をさせていただきます。

今回の定数は、弥富市の健全財政という目的で出されたということを三浦議員から聞きました。弥富市にも多くの生活保護の方、あるいは高齢者、福祉のために財源を使っていただくためにも、これは定数を削減するということは財源をつくるということでもありますので、賛成討論とさせていただきます。終わり。

○議長（伊藤正信君） 反対討論の方。

三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私も、今回の定数の削減に反対する立場で討論をさせていただきます。

一つは、議員の問題であると同時に、この問題は市民の皆さんの市政への参加の根幹にかかわる問題であります。現在、約1,000票を超えるような得票をしなければ、多分今回の選挙ではなかなか議席を確保することができないというような状況のもとで、今ちまたでは定年になって、かなりの収入や年金がある人でも、なかなか、はっきり言って1,000票を獲得

しなきゃいかんような選挙には出るのは腰が重いと。一方で、病気なんかになれば本当に多額の負担が待ち受けているだとか、あるいはかなりの資産を持っている方たちだと固定資産税だとかそういう負担ですね。そういうものがあって、とても、できたら皆さんのために骨を折りたいたいけれども、なかなかやれない状況。もう一方で、応援をする人たちも、以前の五、六百で当選できるような選挙だともっとみんなで応援をすることができたけれども、やはり今の状況というのは容易ではない。あるいは以前は農家の方だとか商売をやっている方、商店店主の方がやっていたわけでありましたが、片手間でやっていたら自分の営業そのものが成り立たなくなるというような深刻な状況があります。

また、今回の歳費を決めるに当たりまして、市長が議会で述べられたことでありますが、若い人たちが議会に出てきていただくということから考えたって、もう今勤めながら議員をやるとかそういうことはなかなか困難な時期でありますので、一定の生活や活動ができるということで現在の歳費が決められたわけでありましたが、それでもなかなか出てきていただけない、そういう状況があります。

やはり、議会基本条例を決めたときにもそうでございますが、議会のあり方について、特に定数問題のような市民の議会や行政への参加の根幹にかかわるような問題は、きちんと議会でも議論をする。同時に市民の皆さんと一緒に考えて、市民的合意のもとで進めるべきでありまして、短期間に決めていくということについてはいかがなものかというふうに私は考えております。

同時に、実際に議会が弥富町、弥富市でどういう役割を果たしてきたかということは先ほども申し上げましたが、重複しない問題で一、二申し上げますと、一つはごみ収集の不正問題をめぐりまして、当時私どもは民間の収集業務をやっている人たちに比べて、当時の町の費用負担というのは大変高過ぎるということで問題にしまして、不祥事もあったことで百条調査委員会が設置をされましたが、その結果、再入札が行われまして、当時町が予定をしていた額に比べて年間2,000万円ほど削減がされました。当時、この入札を担当した職員は、とても私たちの常識では信じられない安い値段だといってあきれておりましたが、今もその状態は基本的に引き継がれております。

また、平成10年当時に市民の方から、弥富市の消防積載無線などは実際の市場価格に比べて余りにも高過ぎる。6割台で十分やれるんじゃないかということで私どもに教えていただいたことがございますが、私どもはこれを取り上げまして半年間の議論を重ねまして、結局、当初予定しておりました事業価格の6割台で落札をさせることに成功しましたし、それが今日の電子機器、あるいは機械設備類の弥富町、市、あるいは昨今では南部水道の設備の更新の入札の中にも生かされておりました、皆さんも御承知のように、同報無線等につきましても、市の努力もありまして、そういう経緯を踏まえまして大変安い価格で、やはり以前から

官庁価格と言われて、実際の価格よりも何割も高いと言われておったことが証明をされた経緯もございます。

さらに、行政と住民の意見が違った問題でいいますと、昭和50年代末期の弥富町に都市計画税を導入するという問題がございました。これは、固定資産税は1,000分の14、都市計画税は当時1,000分の2を、多くの市町は1,000分の3でございますが、2で導入するというところで提案がされましたが、当時土地の固定資産税が毎年10%を超えて上がるときであり、金魚も斜陽の影が色濃く出ていた時期でありますので、実際に1,000分の2でも固定資産税とはちょっと掛け方の仕組みも違ひまして、一般家庭では2割程度の、市街地の固定資産税の値上げになるということもございまして、住民の方からも、とりわけ市街地にたくさん農地を持っている皆さんから強い反対がありまして、これも半年近くの提案から議論をした上で議会は否決いたしました。

そのことが、実はその後、弥富の農家の皆さんが多額の相続税を払うか、賃貸しのアパート・マンションなどをつくりまして、弥富町と弥富市に固定資産税を払うかという選択をされる大きな理由の一つとなっております。弥富市の今日の税収が安定している大きな理由の一つにこれはなっております。今、西部臨海工業地帯もありますし、前から私が申し上げておりますように、働き盛り世代の人たちが弥富に住み着いて自分のうちを建てること、それからまた、今は多少供給過剰ぎみでございますが、こうしたアパート・マンションに住み続けていただくこと、こういうことをあわせまして、これらの諸条件、さらに子育て支援があることによりまして、今若い人たちの安定した収入が見込まれないということから、自分の住むまちを子育てしやすいところを探して住居を構えるというようなことも重なりまして、弥富市の固定資産税は、愛西市や一宮市や江南市の人口1人当たり5万円をほぼ2倍ほど上回る水準にまでなっていることが市の税収の安定の最大の原因になっております。こうした選択を、私どもはまさかこんな形で結果が出るとは夢にも思いませんでした。今後また、こうした問題を、本当に供給過剰になっております中で、あまり皆さんの負担がないような方向でどう考えていくかということも大きな課題となっております。やはりいろんな多様な意見が、先ほども堀岡議員の方から原則的なことがお話がありましたが、反映される仕組みがあることが、時の行政のトップがした判断でも、住民の皆さんの暮らしに根差して、本当にいいかどうかということを実際に議論をして、そこでやっぱり議会在判断をして決定をするということが私は弥富市の今日の繁栄をつくってきた一因でもあるというふうに思いますので、こういう形でしっかり議論をした上で決めていくと。

なお、先ほど佐藤議員の方から、ずうっと議会運営委員会でも言ってきたはずだということなんですが、この提出や提案の日程につきましては、佐藤議員も賛成していただいておりますので、そういうことで言うと少なくとも、まだ議論不足、そう

いう問題は当然私もあると思いますが、こういう形で議論をするということについて言うと、佐藤議員もお認めになっていただいた上での議論でございますので、そのことも御了承いただいて、最終的に議員各位の態度をお決めいただくことをお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 賛成討論の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（伊藤正信君） ないようですので討論なしと認め、採決に入ります。

発議第8号は原案の提案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤正信君） 起立少数と認めます。

よって、発議第8号については否決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第9号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第20、発議第9号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 全員協議会でも御確認をいただきましたが、本件につきましては愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出についてでございます。議会運営委員長の私が提出者、議会運営委員の皆さん全員が賛成者ということでございますが、意見書を読み上げて提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書。

市民の健康を保持するための医療行政への取り組みは、各種福祉施策の充実とともにますます重要となっている。本市は、医療を必要とする市民が経済的負担の心配なく安心して医療を受けることができるために、各種の医療費助成制度の充実に努めてきた。

子ども医療費助成は、市民からの強い要望も受けて、平成19年度から入院・通院とも対象を中学校3年生まで拡大したところであり、一人親世帯への医療費助成とあわせまして、本市の子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

障害者医療費助成や福祉給付金制度も、本市の福祉施策の大きな柱となっている。障害者医療費助成においては、身体・知的障害者、また福祉給付金として、ひとり暮らし非課税老人・認知症の方に対する助成も行っており、高齢期の医療を支える大切な施策となっている。

これらの医療費助成制度は、愛知県の福祉医療制度に支えられており、事業の財源構成では、平成22年度実績で約3分の1が県費で賄われている。

しかしながら、愛知県がさらなる行革を進めるためにと発表した「重点改革プログラム策

定に向けた重点改革項目及び論点」の中には「福祉医療制度の見直し」が含まれており、福祉医療制度の縮小（対象範囲の削減、所得制限や一部負担金の導入）が含まれている。外部有識者による公開ヒアリングにおいて、提言の結果は「妥当」「再検討」が同数となるなど、この制度が短時間のヒアリングでは簡単に結果が出せない重要な施策ということが示された。この制度の存廃は各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。ただ、医療費削減、福祉医療制度の縮小という発想ではなく、健康に対する意識改革を含めた政策を提案されることが重要ではないか。

よって、弥富市議会は、愛知県に対し、本市を初め各市町村が今後も子ども医療費助成を初めとした医療費助成制度が安定的に維持できるよう、医療費助成を県の制度として堅持していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査について

○議長（伊藤正信君） 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

旅費調査特別委員長から、会議規則第104条の規定により所管事務について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

旅費調査特別委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、旅費調査特別委員長の申し出どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 閉会中の継続審査について

- 議長（伊藤正信君） 日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので許可をいたします。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、平成23年12月議会閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

11月25日から12月20日までの24日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

弥富市も、合併から5年を終え、これからも多くの皆様の御支援と御協力をいただきながら、市政運営に傾注し、活力のあるまちづくりに努力してまいります。

さて、本年は東日本大震災を初め台風など、多くの自然災害が発生した年でありました。被災されました方々や、被災地の早期の復興を心より願っております。本市においては、幸いにも大きな災害は発生いたしませんでした。しかし、発生が想定されております東海・東南海・南海の連動地震があり、さきの東日本大震災を教訓とし、災害への対応をいま一度見直し、防災はもちろんのこと、被害をいかに少なくできるかという減災にも積極的に取り組み、安心で安全なまちづくりを目指してまいります。

社会情勢は不透明をきわめており、円高、デフレ、少子・高齢化などさまざまな課題があり、国における財政状況の悪化、地方においても同様に財源確保が非常に厳しい状況が続いております。今後の日本のあり方を決める社会保障と税の一体改革の議論も始まり、税などの住民負担、社会保障、公共サービスのあり方が問われています。限られた予算で活力と希望にあふれるまちをつくるために、一層の高効率で健全な行政運営が求められます。

そうした中、企業誘致や港湾整備に力を注ぎ、税収のアップと将来の安定した経済基盤に努めてまいりました。また、桜小学校の過大規模校の解消を図るため、（仮称）第2桜小学

校の建設工事事業、道路、公共下水道整備、平島中区画整理事業の都市基盤も進み、まちづくりも順調に推移することができましたことは御同慶にたえない次第であります。

明けて2月12日の市議会議員選挙に立候補を御予定の各位におかれましては、全員が当選の栄を得られ、市議会において引き続き山積している諸問題の解決と諸事業の推進に当たっていただくことを懇願いたしております。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方には切に御自愛をくださいませ、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願いを申し上げまして、私のごあいさつといたします。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

私からも一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆さん方、並びに服部市長を初め市当局の皆様方には、議会運営に格別の御理解と御協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

本年もあと10日ほどになりました。師走という大変忙しい時期を迎え、寒さも一段と厳しさが増しております。私ども議会も、3月11日の東日本の震災を初め、私たちのこの市の防災の安全・安心問題、あわせて福祉、教育環境等、幾つかの課題を議員の皆さんと一緒に本年度議論をしてまいりました。特にこの師走防災という大変な時期であります。さらには、また2月の議会選挙を迎えられる方、大変気ぜわしいとは思っています。しかし、私ども議会議員は2月29日まで議会の任をお互いに担っています。そのようなことの中で、ますます新しい年が希望と夢、きずなが大切にできる市民とのまちづくりにお互いに決意を新たに新年を迎えていただきますこと、そして皆さん方が御健勝であられますことをお祈り申し上げまして、議長としてのあいさつにかえさせていただきます。

これをもちまして、平成23年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子